

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さんが支払う保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決定しています。
令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	令和4・5年度 (年間)51,892円	→	令和6・7年度 (年間) 52,953円 (+1,061円)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	令和4・5年度 (年間)10.98%	→	令和6・7年度 (年間) 11.79% ※1 (+0.81%)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和4・5年度 (年間)66万円	→	令和6・7年度 (年間) 80万円 ※2 (+14万円)

※1 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない人については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します

※2 令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した人および障害認定で資格取得した人については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします

■保険料の計算方法(令和6年度)

均等割 【1人当たりの保険料】 52,953円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得-最大43万円)×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます

■年間保険料額の例(令和6年度)

単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
153万円	7割	15,800円	+300円
168万円	7割	32,200円	+200円
197万円	5割	74,500円	+300円
220万円	2割	121,300円	+6,300円
240万円	なし	155,500円	+8,100円

■保険料率に関する制度改正

すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が行われ、この影響を受け、被保険者の皆さんに負担いただく保険料が増加することとなりました。

【制度改正の内容】

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました

令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

●問い合わせ／【後期高齢者医療制度に関すること】 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
役場町民課保険医療係
役場税務課課税係

【保険料の賦課に関すること】